

化学物質管理の現状と課題について

産業保健相談員相談員 竹下達也
和歌山県立医科大学公衆衛生学教室教授

わが国では、毎年新規化学物質が約 1000 物質程度届けられており、全国の職場において現在約 7 万もの化学物質が使用されていると推定されています。これら多数の化学物質のうちで危険性・有害性が高いと考えられる 673 物質については、SDS 交付、リスクアセスメント、ラベル表示を義務化して化学物質管理の強化が図られているところです。しかし最近、1,2-ジクロロプロパン等による胆管がん、オルト-トルイジンによる膀胱がん、3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MOCA)による膀胱がん、さらには有機粉じんによる肺疾患など、これまでに報告のなかった重大な職業性疾病の事案が相次いで国内で発生しており、現在の化学物質管理の体系で十分なのかどうかの検討が大変重要になっています。国の方では、「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」が開催され、議論が始まっています。安全衛生行政発表資料として令和 8 月 29 日にこの検討会の資料が公表されていますのでご参照ください。当センターの新着情報欄にも掲載されています。

この資料によると、2017 年の労働者死傷病報告のうち、事故の型が「有害物等との接触」であるもので、その起因物が化学物質であるものを、原因物質別などで集計しています。特定化学物質や有機溶剤など特別規則対象物質によるものが 78 件、特別規則以外の SDS 交付義務対象物質によるものが 93 件、SDS 交付義務外物質によるものが 96 件、物質名が特定できていないものが 113 件という内訳になっています。これらの中で、特別規則以外の SDS 交付義務対象物質および SDS 交付義務外物質による事案の 90%以上が眼障害・皮膚障害ですが、6-8%は吸入・経口による中毒・障害となっています。これらの事案のうち、SDS 交付対象物質であるにもかかわらずリスクアセスメント未実施であった事案、リスクアセスメントは実施していたもののその後の措置が不十分であった事案なども掲載されています。コントロールバンディングの手法も進化してきており、リスクアセスメントの促進・強化の方策の検討が重要です。

2014 年の労働環境状況調査では、作業環境測定実施義務のある作業場を有しているにもかかわらず、18%（有機溶剤中毒予防規則）、10%（特定化学物質障害予防規則）の事業場が作業環境測定を実施していないということです。また作業環境測定の結果管理区分Ⅲだった事業場の割合が 2014 年には、粉じん作業で 7.7%、有機溶剤業務で 5.0%、特定化学物質で 5.7%と、いずれも最近増加傾向にあるということです。特別規則を遵守し、また得られた結果をきちんと対策に活かしていけるような支援・方策の検討が重要と思われれます。